

(別添1)

旧免許状所持現職教員(平成21年3月31日までに普通免許状又は特別免許状を取得した現職教員)の修了確認期限

※満75歳以降についても同様

修了確認期限	当該期限において満35歳となる者の生年月日	当該期限において満45歳となる者の生年月日	当該期限において満55歳となる者の生年月日	当該期限において満65歳となる者の生年月日
平成23年3月31日	昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日	
平成24年3月31日	昭和51年4月2日～ 昭和52年4月1日	昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日	
平成25年3月31日	昭和52年4月2日～ 昭和53年4月1日	昭和42年4月2日～ 昭和43年4月1日	昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日	
平成26年3月31日	昭和53年4月2日～ 昭和54年4月1日	昭和43年4月2日～ 昭和44年4月1日	昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日	
平成27年3月31日	昭和54年4月2日～ 昭和55年4月1日	昭和44年4月2日～ 昭和45年4月1日	昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日	
平成28年3月31日	昭和55年4月2日～ 昭和56年4月1日	昭和45年4月2日～ 昭和46年4月1日	昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日	
平成29年3月31日	昭和56年4月2日～ 昭和57年4月1日	昭和46年4月2日～ 昭和47年4月1日	昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日	
平成30年3月31日	昭和57年4月2日～ 昭和58年4月1日	昭和47年4月2日～ 昭和48年4月1日	昭和37年4月2日～ 昭和38年4月1日	
平成31年3月31日	昭和58年4月2日～ 昭和59年4月1日	昭和48年4月2日～ 昭和49年4月1日	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	
平成32年3月31日	昭和59年4月2日～	昭和49年4月2日～ 昭和50年4月1日	昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	
平成33年3月31日		昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日
⋮		⋮	⋮	⋮
平成43年3月31日			昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日	昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日
⋮			⋮	⋮
平成53年3月31日				昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日
⋮				⋮

※1 表中の修了確認期限が免許状の授与から10年以内のとき、免許状の授与から10年以内で修了確認期限を延期できる。

※2 表中の生年月日の者も、平成21年4月以降に「最初の」免許状を授与された場合には、免許状の有効期間に従う。